

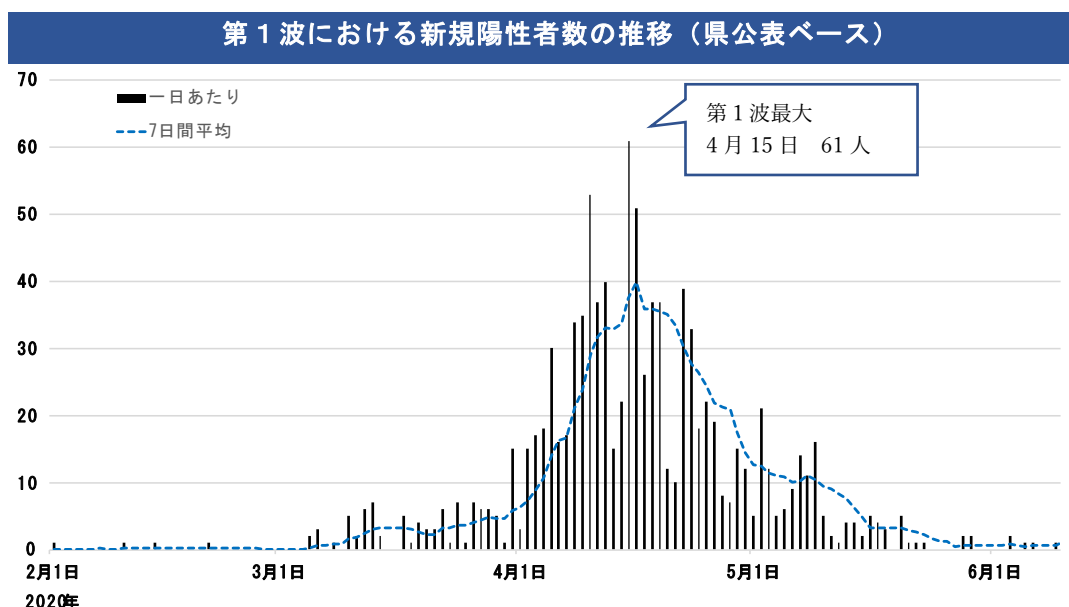
波の特徴、主な出来事・対策等

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月以降に中華人民共和国湖北省武漢市（以下「中国武漢」という。）で原因不明の肺炎が確認された後、瞬く間に世界各国で流行が確認された。令和2年3月12日にはWHOがパンデミックを宣言し、以後3年間にわたって世界を震撼させてきた。

日本国内では令和2年1月16日に、中国武漢の滞在歴がある方について初の感染例が報告され、政府対策本部が設置された。1月31日には、中国武漢に在住邦人を帰国させるためのチャーター機が派遣され、和光市内の国有施設が帰国者の受け入れ先の1つとして、利用されることになった。この施設の運営にあたって国から本県に応援依頼があり、地元自治体との調整や施設入所者との連絡事務などに従事するため、県職員の派遣を行った。

また、2月5日には横浜港に入港したクルーズ船内での集団感染が発生し、国からの協力要請を受け、県内医療機関で下船者の受け入れも行った。

第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）



波の特徴（発症日ベース）

令和2年2月～3月中旬の波の立ち上がり局面では海外で感染した発症者が多かった。3月下旬以降は、事業所や病院、高齢者施設で感染した発症者が増加した。

また、第1波の陽性者全体での致死率は6.53%で、他の波と比較して最も高かった。

ゲノムの解析結果は、第1波のピーク時（令和2年2月1日～2月7日）にB.1.1系統（欧州系統）が93%を占めていた。

- 流行株：B.1.1系統（欧州系統）
- 新規陽性者数（最大）：61人
- 陽性率（最大）：15.1%
- 入院者数（最大）：291人、重症者数（最大）：22人
- 即応病床使用率（最大）：74.0%、重症病床（最大）：36.7%
- 宿泊療養者数（最大）：73人
- 自宅療養者数（最大）：370人
- 致死率：6.53%、死者数（累計）：51人
- 全国の子な出来事

令和2年 2月28日	国から全国の小中高校に対し一斉休校を要請
令和2年 3月24日	東京オリンピック・パラリンピックの1年延期を決定
令和2年 4月 7日	国が7都府県への緊急事態宣言を発令

※（最大）は1日当たりの最大値を表す。

1 県内感染例の確認

2月1日、中国武漢からチャーター機で帰国した方の感染を滞在先の県内の施設で確認した。これが県内最初の感染例となった。

2月10日、チャーター機で帰国した方の陽性が確認され、その後2月21日には、同居家族であった未就学児の感染も判明した。全国で初の未就学児の感染例となった。

2 相談窓口の設置

令和2年1月24日、全国に先駆けて、中国武漢への渡航歴のある方等のうち発熱や呼吸器症状がある方への相談窓口を設置した。平日は各保健所にて対応することとし、週休日は各保健所及び病院局職員による応援のもと、保健医療政策課にて対応することとした。

2月5日、中国武漢を含む湖北省から帰国した発熱者などに対する相談、検査体制を整備するため、帰国者・接触者外来を設置するとともに帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置した。

保健所には、新型コロナウイルスに関する一般的な相談も多く寄せられ、業

務に支障が生じてきたことから、帰国者及び接触者に限らない一般的な相談も含め、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談を一元的に対応する県民サポートセンターを3月1日に開設した。

3 新型コロナウイルス対策本部の設置

1月27日、国内での感染例の増加を受け、庁内に新型コロナウイルス対策会議を設置し、計3回の会議開催を通じて、本県の取組状況について共有を図った。

2月20日、新型コロナウイルス対策会議を任意の組織体としての県対策本部に移行し、計7回の開催を通じて、日々情勢が変化する中、新型コロナウイルス対策に係る重要事項を決定する役割を担った。

3月26日、政府対策本部の設置に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づく新型コロナウイルス対策本部（以下、「県対策本部」という。）に移行した。

4 埼玉県新型感染症専門家会議の設置

3月9日、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる埼玉県新型感染症専門家会議（以下、「専門家会議」という。）を設置した。

当初、医療関係者に対して委員委嘱を行ったが、その後、経済的な視点による検討の必要性を考慮したうえで、経済関係者に対しても追加により委員委嘱を行った。

5 県立学校等の一斉臨時休業

3月2日、国からの全校一斉臨時休業の要請を受け、特別支援学校を除く県内すべての公立の小学校、中学校及び高等学校を一斉臨時休業とした。休業期間は最終的に5月31日まで延長した。

また、私立学校に対しては、国の通知を速やかに周知するとともに、感染拡大防止の趣旨を踏まえ、臨時休業の実施を依頼した。

なお、保育所等についても臨時休園や登園自粛の要請等を行ったが、医療従事者やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子どもに対しては、必要な保育を確保した。

6 緊急事態宣言の発令（1回目）

4月7日、国内の新規陽性者の急増を受け、国は、本県を含む7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に我が国で初め

での緊急事態宣言を発令した。(当初は4月7日～5月6日まで。その後5月25日まで延長。)

7 県民等への要請

①外出・移動の制限

- ・4月7日、国が緊急事態宣言を発令したことに伴い、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛するよう要請した。
- ・5月1日、1都3県の共同キャンペーン「いのちを守る STAY HOME 週間」として、県民に対し「これまで以上に外出の自粛を!」、「必要な買い物はなるべくお1人で!」、「レジャー・旅行・帰省は控えよう!」とのお願いをした。
- ・5月4日、国による緊急事態宣言の5月31日までの延長決定を受け、県民に対し、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請した。また、特に遊興施設など、いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請した。
- ・5月25日、国により、本県を含む1都3県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、外出自粛要請を解除した一方、県外への不要不急な移動を控えること、夜の繁華街への外出の自粛などについての協力を要請した。

②酒類提供時間の制限

- ・東京都が都内の飲食店に対し酒類提供時間の制限を要請していたため、酒類提供の制限を行っていない本県への、東京都からの流入が懸念された。
- ・4月16日、これを防止するため、本県においても、飲食店に対し、酒類の提供を午後7時までとするようお願いした。
- ・5月25日、緊急事態宣言の解除により、酒類提供時間の制限は午後10時までとした。

③パチンコ店に対する休業要請

- ・4月22日、パチンコ店における人の密集を解消するため、パチンコ店に対する休業要請を行った。
- ・5月19日、現地調査により営業を確認した123店については、県ホームページで施設名を公表した。

④インターネットカフェ利用者の避難先の確保

- ・4月12日、宿泊利用していたインターネットカフェが緊急事態措置により休業し、宿泊先を失った方に対しては、一時的な避難先として県有施設を提供した。

8 感染症指定医療機関の感染症病床のひっ迫

当時の感染者に対する方針は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症に指定されたことを受け、全員、感染症指定医療機関の感染症病床への入院措置とした。

また、退院に際しては、軽快後（24時間発熱なし、呼吸器症状改善傾向）、2度のPCR検査を通じた陰性確認を求めた。

この方針により、本県の感染症指定医療機関の感染症病床75床はすぐにひっ迫し、入院調整に大きな支障が生じることとなった。

9 新型コロナウイルス感染症県調整本部の設置

新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増加したときにも対応できるよう、患者受入れの調整を行うため、4月1日に新型コロナウイルス感染症県調整本部（以下、「県調整本部」という。）を設置した。

本部長には医師を配置し、本部員として臨床経験が豊富な看護師2名とともに保健医療部職員が業務に従事した。

受入病床の稼働状況や集中治療室、人工呼吸器の有無など受入医療機関の情報を管理し、患者容体に応じ適切な入院調整を行った。

10 医療器具・感染防護具等の不足の顕在化

世界的な感染拡大に伴い、国内ではマスクや個人防護具、体温計やパルスオキシメーターなど様々な物品が不足し、患者を受け入れる医療機関や宿泊療養施設の運営にも影響を与えた。

11 保健医療体制

①診療・検査体制の整備（発熱外来PCRセンターの整備）

- ・令和2年4月以降、新規陽性者が急増し、1日当たりの新規陽性者が10人を超えることが常態化したため、保健所や帰国者・接触者外来だけでは検体採取などが滞った。
- ・5月1日、県医師会の協力のもと、郡市医師会への委託を通じて発熱外来PCRセンターを開設した。郡市医師会と契約を締結した医療機関は行政検査を実施できるようになり、検査体制の拡充が図られた。
- ・5月13日、検査効率の向上を目的として、抗原検査キットが薬事承認された。

②病床確保

- ・3月31日時点で、コロナ患者受入れ用の病床として、一般病床150床を確保し、指定感染症病床75床と合わせた225床体制とした。

- ・ 4月17日、県内医療機関への協力依頼を通じて300床の病床を確保した。
- ・ 4月20日、今後の患者発生を想定して、病床確保の目標を600床に設定し、5月11日には602床の確保に至った。
- ・ 6月2日、第1波の経験をもとに、今後感染状況が悪化した場合に備えて本県独自の2,400床の病床確保計画を策定した。

【県独自の病床確保計画（令和2年6月策定）】

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ
計画病床数	240	600	2,400
うち重症	60	60	400

③宿泊療養施設の整備

- ・ 4月2日、国は、感染者の増加に伴い、事務連絡を通じて、各自治体に宿泊療養及び自宅療養に係る準備を求めた。
- ・ 4月15日、本県で1か所目の宿泊療養施設を開設し、軽症患者の受け入れを開始した。以後、5月26日までに5か所の宿泊療養施設を開設した。
- ・ 5月28日、宿泊療養施設確保計画を策定し、最大確保すべき室数の目標を2,523室とした。

④自宅療養体制

- ・ 2月25日、国が定めた新型コロナウイルス感染症対策の基本方針では、風邪症状が軽度である場合は自宅での安静・療養を原則とすることとされたが、当初本県では感染者は原則入院としていた。感染者の増加を受けて4月17日の専門家会議に自宅療養の基本方針を諮ったうえで、4月21日から高齢者や基礎疾患等のない軽症・無症状者については、宿泊療養もしくは自宅療養を認めることとし、その際の療養の手引きを作成した。
- ・ 自宅療養中の方については、保健所が1日2回、電話で健康観察を行った。
- ・ 4月23日付け国事務連絡が発出され、症状急変時の対応が必要なことから、軽症・無症状者については、宿泊療養を基本として対応することとなった。
- ・ 3月1日、24時間対応の県民サポートセンターを設置し、県民からの相談を受け付けた。
- ・ 4月21日、入院先の調整のため、自宅待機中であった患者が死亡した。この事態を受けて自宅療養者の症状悪化の兆候を把握するため、県が確保したパルスオキシメーターについて、自宅療養者全員への貸与を徹底することとし、5月から貸出を開始した。

12 医療人材等、エッセンシャルワーカーに対する理解促進

未知の感染症であった新型コロナウイルス対応では、感染を恐れるあまり、当初は、患者への対応を行う医療従事者等やその家族に対する誹謗中傷や差別がみられた。保護者が医療従事者ということで、子どもの登園を拒否されたり、タクシーの乗車拒否をされたりするなどの事例も発生した。

県では、そうした差別や偏見をやめるよう県民への呼びかけを強化するとともに、エッセンシャルワーカーを対象にした相談窓口を設置した。

13 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」制度の創設

5月13日、県内の幅広い事業者による自主的な感染防止対策を推進するため、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」制度を全国に先駆けて創設した。

14 「学校再開に向けたガイドライン」策定

5月22日、一斉臨時休業から学校を再開するにあたって、再開時の分散登校・時差通学の活用、各教育活動における感染防止対策及び休業中の授業時数の補充などに関する「学校再開に向けたガイドライン」を策定した。

15 「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」の設置

5月28日、新型コロナウイルス感染症と共存できる埼玉県経済を構築するため、国、県内経済・産業界など産・官・学・金・労から構成する「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を立ち上げた。

16 庁内応援体制の構築

①保健医療部内応援体制

- ・令和2年3月以降、部内本庁各課の職員により、統括班、医療班、相談班、契約班、特別対策班、体制整備班、医薬品・診療材料等班の7班から成る応援体制を整備した。
- ・日々の感染動向についての記者発表について交代制で対応することとした。

②部局横断の応援体制

- ・令和2年2月から3月にかけて、中国武漢等からの帰国者が県内の国保有施設（保健医療科学院、税務大学校）に一時滞在したため、滞在施設における本庁との現地連絡員として、2～4名の部局横断の応援体制を構築した。
- ・危機管理防災部に緊急事態措置相談電話を設置し、3名の応援職員が交代で対応に当たった。
- ・4月以降、保健所における電話対応及び検体搬送業務のための応援職員を1日当たり最大38名配置した。（保健所の電話対応・検体搬送業務への応

援は概ね30人規模で令和3年11月まで継続した。)

- ・ 令和2年5月、宿泊療養施設の確保のため、1日当たり最大14名の応援職員を配置した。また、宿泊療養施設開設後の宿泊療養施設の運営スタッフとして、1日当たり最大82名の応援職員を配置した。
- ・ 県調整本部等の業務についても応援職員が対応し、保健医療部に対する部局横断の応援体制は保健所も含め、1日当たり最大173名となった。

17 県議会での審議

①予算関係

編成予算数：5 事業数：51 予算額：598億円

②新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係

- ・ 7月 3日 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置を決定

<県の主な対策>

令和2年	1月24日	新型コロナウイルスに関する相談窓口設置
令和2年	2月 5日	帰国者・接触者相談センター開設
令和2年	2月 5日	帰国者・接触者外来開設
令和2年	3月 1日	県民サポートセンター開設
令和2年	3月 2日	特別支援学校を除く県内の公立学校で一斉臨時休業
令和2年	3月 9日	新型感染症専門家会議設置
令和2年	3月26日	新型コロナウイルス対策本部会議設置
令和2年	4月 1日	新型コロナウイルス感染症県調整本部設置
令和2年	4月 7日	緊急事態措置①
令和2年	4月15日	宿泊療養施設開設、軽症患者の受け入れ開始
令和2年	5月 1日	発熱外来PCRセンター開設
令和2年	5月13日	「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」創設
令和2年	5月18日	自宅療養者へのパルスオキシメーター配布開始
令和2年	5月22日	「学校再開に向けたガイドライン」策定
令和2年	5月28日	強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議設置
令和2年	6月 2日	2,400床の病床確保計画公表
令和2年	6月 5日	新型コロナウイルス感染症総合サイト開設